

○環境省告示第五十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査を次のように定め、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年七月一日）から適用する。

令和四年六月二十七日

環境大臣 山口 壯

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査は、次の各号のいずれかに該当する者であつて検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認める者が、検査の対象となる生物（以下「

検査対象生物」という。)若しくは検査対象生物の特徴を確認することができる写真その他の資料の目視又は採取した検査対象生物の全部若しくは一部を用いた分析により行う検査とする。

一 生物の性質に関し専門の学識経験を有する者

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省

・環境省令第二号）第三十一条第四号に規定する機関

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者